



第 22 期第 7 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 4 年 1 月 27 日

第22期 第7回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年1月27日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡県庁東館16階 OA研修室(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 令和3管理年度におけるくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の知事管理 資料1
漁獲可能量の変更について

イ あおりいかしば漬け網漁業の許可について 資料2

ウ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について 資料3

(2) 指示事項

ア オウミガメ及びタイマイの採捕について 資料4

(3) 報告事項

漁業権の切り替えについて 資料5

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員

鈴木 精 橋ヶ谷善彦 西原 忠 原 剛

日吉 直人 金指 治幸 内山 希人 渡邊 俊了

高田 充朗 安間 英雄

Web参加

鈴木 伸洋 李 銀姫 田口さつき 眞鍋 淳子

三浦 綾子 影山 佳之

水産・海洋局

板橋 威

水産資源課

飯田 益生 山田 博一 永倉 靖大

事務局

花井 孝之 池谷 得維 松浦 玲子 市川 稜

○花井事務局長 ただ今から、第22期第7回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。本日、鈴木伸洋委員、李委員、田口委員、眞鍋委員、三浦委員、影山委員におかれましては、Web会議の形で出席していただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局からWeb会議開催に当たり会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師 事務局の市川です。先ず、0A研修室の注意事項から御連絡いたします。本研修室ですが、電子機器を多く置いてありますため、原則としてこの部屋での飲食は禁止となりますので御注意ください。

本日は、3つ目の議題が終了したところで休憩の時間を設ける予定です。休憩の際は、委員の皆様にお茶をお渡しいたします。休憩はこの階にあります食堂がフリースペースとなっておりますので御利用ください。場所はこの階のエレベーターを挟んだ反対側のフロアでございます。なお、御利用中は、感染症防止のため、マスクをはずしての会話はお控えいただきますようお願いいたします。続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話願います。以上です。

○花井事務局長 では、ただ今から、議事に入らせていただきます。
それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。

それでは私からお話しします。

年明けから今までだめだった場所で、多少なりともキンメが揚が

ってきました。ただ魚体自体が小さくて、単価は低いです。下田においては沖合のキンメ船も年明けから豊漁で、ある程度の値段で推移していましたが、今朝の新聞を見ますと、年明けの値段に比べると、コロナの影響か、単価は半分くらい下がっております。

そういう状況です。

それでは、西原委員からお願いします。

○西原委員

南駿河湾漁協は1月14日でシラスの船曳が終了しましたので、量は少ないです。それからイセエビからヒラメの刺網についても、今年は沿岸が低水温で13℃くらいまで落ち込みました。月夜の関係もありまして、暮れから1月の前半にかけては、これといった漁はありません。ヒラメも例年の3分の1くらいの量だと思います。単価は暮れの初めは良かったんですけど、ここへ来てコロナの関係で値が半分くらいまで落ち込んでいる状態です。定置関係については、湾奥から回ってきたサバ、あと細いですがタチウオが2、3日前から入り始めております。ただローソクサバが多いものですから、単価は安い状態です。イセエビも同じようにコロナ出てから、単価が大分下がっております。当初キロ9千円に上がったんですが、今は5千円、6千円がいいところです。また、潮も動きませんから、イセエビは少量です。以上です。

○橋ヶ谷委員

伊豆諸島海域のサバですが、昨年末から漁場は変わりなく、大島から利島の漁場ですが、ゴマサバがついていて、たもすくいでやってはいたんですけど、新年になりましてちょうど10航海やりました。3航海前から、マサバが少し混じり出したんですが、すぐにイワシが被ってきてしまっています。昨夜は利島で漁をやりましたが、ゴマサバの小さいものばかりです。量も大したことないし、キロ85円で安いです。

また、今日は大島の南側の方へ行っただと思いますが、イワシを避けて操業する形になるので、あまり大漁は望めないかなと思います。もう少し他の漁場も見れば良いんですけども、今黒潮の大蛇行で、漁場というのがそこしかないものですから、他の漁場も見れていない状況です。以上です。

○日吉委員

伊豆半島東海岸の定置についてですが、今、橋ヶ谷さんもおっしゃってましたが、ちょうど10日くらい前から県内のローカルテレビ

でも出ていますが、イワシが豊漁です。非常に脂があって美味しいイワシです。ずっと続いてたんですが、一週間くらい前からマサバになりました。今は7割はマサバになっています。1キロを超えるようなものもありました。脂があってたぶん日本一のマサバじゃないかと思います。恐ろしいほど美味しいです。本来これが明ければ、ブリ類になってくるんじゃないかと思いますが、豊漁がずっと続いてくれば良いなと思います。

私のところの網もずっと出荷調整かけっぱなしです。うちの網は大体15トンしか入らないんですけれども。うちには作業ダイバーがいるんですが、網の口を調整して、それで出荷調整ができるんです。出荷調整は非常に大事で、これで魚価が高まれば良いなと思っておりまして、定置協会でも広まるようにしていきたいです。以上です。

○高田委員

伊東です。伊東は先ほど会長が言ったように、キンメが正月から少し顔を出していますが、やはり小型魚が多くて、また黒潮が中に入ったようで、最近はどうも獲れていない状況です。

先ほど日吉委員が言ったように、美味しいサバをいただきました。脂がのって近年にないピカイチなサバでした。

今言ったように、イワシが来て、サバが来て、3月後半くらいからブリが来ることを皆期待している方が多いと思います。以上です。

○原委員

今、シーズンオフで、あまり報告事項がないのですが、定置網は、去年同様あまり良くない状況が続いています。

○内山委員

浜名ですが、シラスは先ほど西原委員が言われたように休漁期間に入っておりますので、今は船のメンテナンスが主です。それから、浜名湖の中ですが、シラスウナギあまり良くないと聞いています。ぼちぼち獲れているようですが。

アサリですが今までと同じような状態でございます。今、ノリをやっているんですが、ノリも水温の関係か、あまり生育が良くない状態です。ぼちぼち良いのはカキとのことですが、今後どうなるかわからない状態です。

○金指委員

私どもの駿河湾の中のまき網船団は、ここへきて月夜明けからイワシが豊漁でほぼ一か統まるまるイワシを獲ってくる状態が続い

ております。小型のまき網については、乗組員の事情もあって、出漁している数が、四ヶ続の内、一ヶ続しか出漁していません。中型まき網は風が良ければ毎日出漁して、スタートの1月としては好調な出足になっています。以上です。

○渡邊委員

浜名のフグですが、年末からフグの単価が良くて、2キロ前後の型の良いものだと、キロ単価1万円はします。全然量はないんですが、単価が良いということで、そこそこの量を釣ってくれば、10万円とか15万円とかになるので何とかなるんですが、年明けから全然漁獲量がなくなって、直近23日に出たときは、県境から天竜川あたりをやっていましたが、10匹釣った船はなくて、単価もキロ1万円していたのが9千円くらい。小さいものだと3千円くらいに下がりましたので、今は出ても困ったような状態です。愛知県の方では伊勢湾の入口で釣れているようですが、向こうは大量貧乏のようで、キロ5千円しないと聞きました。大きなものだとキロ1500円と聞きました。

それと今、引き縄でメジが釣れると聞きまして、釣れるといても今日50匹釣っても、次の日行くと2、3匹とかという感じで、どこで釣れるかというあてがない状態です。メジも1キロから1キロ半が主で、2キロ以上のものはない状態です。なので出ても燃料代になるかどうか程度です。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。好不漁あるようですが、去年と比べると、多少賑やかになってきたのかなと思います。このまま上向きになってくれればと思います。

それでは、本日の議事録署名人を、金指委員と鈴木伸洋委員にお願いして議事に入ります。

それでは最初に、(1) 諮問事項のア 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚及び大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚及び大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について御説明します。

資料の説明に入ります前に、前回、12/27の本委員会で御意見を

いただきました、枠の変更を毎回、海区にお諮りすることについて御説明いたします。まずは資料の6ページを御覧ください。現在、本県はくろまぐろの小型魚、大型魚をこのような箱を作ってTAC管理をしています。漁業法では、このような箱がある場合、箱から別の箱に移す時は県の恣意性が入らないように海区漁業調整委員会の意見を聴くことが定められています。これはやらないと法律違反になります。

では他に対処する方法はないか、といいますと、12月の委員会で日吉委員から方針に記載する方法があると御提言をいただきました。そのとおりで、方針に明記するとか、方針でなくても、あらかじめ海区に諮っておくという方法がございます。ただし、この場合にはこのときは何対何で漁船と定置に分けるとか、どの条件でこの数量を分けるという、元の箱から別の箱に移すときのルールを先に海区に諮っておく、そういう方法があります。

ただこれは、この比率で、とかこの数量をこの方法で必ず行くと決められる場合は有効ですが、採捕状況に応じて今回は1トン移す、次は2トン移すというような場合は適用できません。

他にも、県で〇〇県くろまぐろ（小型魚）漁業は〇トン、と大きく1つの箱に県の枠を入れて管理をやっているところもありますが、そうするために全漁協が協定を締結し、数量変更の際は契約を締結して公表して、とこれまた厳しい決まり事を作った上で管理しています。

TACというのは、採捕行為の規制が前提です。性善説で皆がルールを守る時は、確かに、静岡県で箱が一つ、全部で33トン、その中身はみんなでうまく使おうね、ができるのですが、やはり採捕停止命令の発令ですとか、違反した場合の罰則が生じる制度ですので、数量を管理するために自分の漁業の枠を管理するための箱を増やしていく必要もあり、法律に沿って諮問せざるを得なくなるという状況です。

制限をかける＝公平なルールを作ってみんなで管理していく、ということになりますので、県が勝手に誰かに配慮して黙って数量を変更するわけにもいかず、海区委員の皆様への諮問が必要となります。

くろまぐろはほぼ毎回諮問があり、また、漁業者さんの合意があつて急ぎ枠を移動したいときにも、海区開催を経ないとできないが故に時間がかかるという部分もありますが、今回の諮問にもありま

すように、配分方法についてあらかじめ諮問が済んだものは自動的に配分できるように対応していきますので、今後ともよろしく願います。

それでは資料について御説明します。I 経緯の【資源管理の経緯】については、毎回の説明なので割愛いたします。その下、【資源管理にかかる近年の状況】についてが、今回の変更の背景となっている部分です。くろまぐろの数量管理が始まった頃は、漁獲枠を超えないことが求められました。しかし、今は枠を超えないのは当たり前で、さらに、漁獲枠を有効利用するため、高い消化率で管理年度を終了することも、配慮する状況になってきました。

下のポツですが、事実、年度当初の配分が過去の基準年を元に算出した数量である一方、追加配分や融通申請の際には前管理年度の消化率を考慮した配分が行われるようになっていきます。このため、県としても高い消化率で管理期間を終わらせることが自県枠の確保のために必要となっています。

そこからの、IIの諮問事項の概要です。県は静岡県資源管理方針と、その別紙1-5に基づいてくろまぐろ小型魚の管理を行っております。その知事管理漁獲可能量について、本県漁獲枠の有効利用を図るため、以下の数量変更を行いたいと思います。

内容は2つあります。(1)は県内融通の実施です。差替え後、の現在の諮問案で御説明します。県内の未消化枠を有効活用し消化率を高めるため、小型魚については漁船漁業等の枠のうち3トン进行定置漁業に移動し、大型魚については定置漁業の枠のうち5トンを漁船漁業等に移動したいと思います。

次の(2)は上記県内融通とは別の処理についてです。資料には記載していませんが、ここ数年、年度末になると大型魚を他県から譲り受けてその枠の処理について海区に諮ることをしてきました。この処理が、今回資料1と一緒に配布している国の「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」になります。

今回も、(2)に記載しているように国が定めるこの要領に基づいた、譲受(もらい受けること)の要望をしています。これは小型魚も大型魚もです。ただし数量未定であり、不調に終わるのか、思った以上にもらって困るのか全くわかりません。それでも、譲受が通った場合は、小型魚については、増枠分のうち3トンを上限として漁船漁業等にすべて配分します。これは先ほど、県内融通で漁船

漁業等から定置に3トン移します、と御説明したマイナス分を補填する意図があります。もし、他県から譲り受ける分が3トンを超えた分は、一旦県の留保とし、次回3月の海区委にて配分方法を諮問いたします。大型魚については増枠分全てを漁船漁業等に配分いたします。これらの処理が終了した際は、変更内容を海区委員会にて報告いたします。

このように県が考える背景を下の3くろまぐろの県内採捕状況と融通の考え方にお示ししています。(1)の小型魚については、最初のポツ、定置漁業では放流を継続しているものの、12月末の増枠後も小型魚の来遊が続いています。また、先ほど日吉委員からも御説明がありましたが、相模湾側を中心に、まいわしやさば類の入網が続いており、くろまぐろを選り分けながら生体放流することが困難な状況にあります。特定の魚を分けて放流すること自体が難しく、網の端を下げた放流するなど出荷調整を行っていると聞いています。

一方、漁船漁業等では、小型魚のサイズが1キログラム前後から3キログラム前後に変化しています。先ほど、渡邊委員からはサイズが1～1.5キロだよ、とのお話がありましたが、場所によってはもっと大きなサイズの漁獲が始まった地域があり、今後も消化率が高まると見込んでいます。ただし、3月末までの期間に約12トンの漁獲枠が残っているため、先に選択的採捕が難しい定置漁業に枠を移動し、その不足分を譲受で補填して、なんとか県内の2つの漁業種類の片方だけが苦しまないように、進めていきたいと考えています。

3つめのポツの下線部ですが、3月末までに譲受の希望を申請する機会は2回あります。1回目は今週、既に国に提出しております。要領に基づき譲受が整った場合、小型魚については漁船漁業等から移動した分の補填として、先に累計3.0トンまでを速やかに漁船漁業等に配分できるよう、配分方法について先に海区委で諮らせていただきます。

漁船漁業等に先に補填する3.0トンを超える分が譲受で生じた場合は、一旦、県の留保とした上で、あと1か月、漁獲枠の消化状況を見ながら、次回の海区委員会で配分案を諮問したいと思います。

(2)の大型魚については、定置から漁期を残り2か月残すのみとなっており、5トンを超えて県内融通で漁船漁業に譲るとの提案をいただいております。今後、漁船漁業等が最盛期を迎えるというのが背景となります。県外からの譲受が整った場合の処理は先ほど御説明

したとおりです。

3ページに参考として、1月25日現在の県下消化状況をお示ししております。太字ゴシックの部分が今回説明の対象部分で、小型魚の漁船漁業等については、12月から翌3月までが3.7トン。1月下旬に入り一気に消化が進んできております。定置漁業では同期間に9.5トンを探捕し、年間の定置の枠を80%消化しています。大型魚は、漁船漁業等の消化がいよいよ進んできているという状況です。

変更後の数値（案）をいつもの横書き数量変更表として4ページにお示ししております。数量の移動内容は先ほど御説明したものが反映されております。

以降、5ページから知事から海区会長に宛てた諮問分となりますが、今回、諮問が二つありますので、それぞれ御説明します。まず、5ページの諮問とその次の告示案が県内融通の諮問となります。6ページの告示案を御覧ください。小型魚、大型魚の表中に下線を引いた箇所が今回の変更対象となります。小型魚3トンを経済漁業等から定置に、大型魚5トンを経済漁業等から漁船漁業に移動します。

次に、要領に基づく譲受が整った場合の処理についての諮問文が7ページになります。

中程に具体的な内容を記載しています。1のくろまぐろ（小型魚）については（1）本県の譲受数量のうち、累計3.0トンまでを経済漁業等に配分します。（2）本県の譲受数量のうち、上記（1）を超える数量については県の留保といたします。なお、文章で明記してはございませんが、この留保分の扱いについては次回の委員会で諮問いたします。

2のくろまぐろ（大型魚）については、（1）本県の譲受数量の全てを経済漁業等に配分いたします。以上が今回の2つの諮問内容となります。

なお、一つ目の諮問に伴う告示案に字句等の軽微な変更があった場合には、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。それでは、御審議の程よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

この小型魚に関して、先ほど渡邊委員から報告がありましたが、伊豆海域、大島、利島あたりのものは大きくなっています。下田あたりに揚がるものは大きいものだと10キロくらいです。稲取に揚がったものは7.3キロ。大体平均して3キロ4キロと大型になっていて、

今までの1キロクラスだと商売にならないから仕事としては漁に行かなかったと思うんですけども、ここへきて、ひき縄の上手な船、伊豆だと須崎あたりなんですけど、その仲間が出かけています。

ただ昨日理事会があつて様子を聞いたんですけども、型は大きいけれども、コロナの影響で、値段的にはがくと下がってしまったということでした。渡邊委員が言ったように、50本釣れたけど次の日はだめだったとか、逆にだめだったけれど次の日行ったら大量に揚がったということが起こりうる中で、他県から来た3トンを動かしてもらえるとというのは非常にありがたいことです。その3トンのために皆と日程の調整をして、招集をして、それから決めるとなったら、漁業者の現場の仕事を休ませるといふことになりかねますから、そういう面では非常にありがたい話です。

事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○日吉委員 3トン以上来たら、それは県の留保枠として持つということですか。

○松浦主査 一旦持つこととなります。

○日吉委員 わかりました。

○鈴木会長 よろしいですか。
要するに3トンまでは、この場で分けると。それ以上を留保枠としておいた場合、漁獲がこの数字に達してしまった時は、3月の海区まで操業をストップさせるということですよ。

○松浦主査 ある程度はそうなります。今どちらの漁業もどうなるかがわからないというのが本音で、黒潮も今まで見たことがない流れ方をしているの、一旦3月まで止めさせてくださいということでもよろしくをお願いします。

○日吉委員 私が聞いたのはそのことなんですけれど、量が多いと逃がしたくても逃げない時があるので、県が留保枠を持ってくれないと、結構なトラブルになるかと思って、今の話を確認させていただきました。

○鈴木会長 昨日も理事会が終わって、下田の職員とか周りの漁業者とも話しましたが、そこをうまく融通して動かしてくれないかなというのが、現場の漁業者の意見です。それをやってしまったら法律違反だというのは先ほどの話で分かりましたから、よく説明をしておきます。

他に御意見ありませんか。

○渡邊委員 他県からもらい受けるめどはついているんですか。

○松浦主査 今、一回目の申請を出していて、出すよ、という県はあるけれども、どのくらいの配分になるのかはわかりませんよ、と言われていきます。

補足でいうと、一回で申請できる量が、数字で決まっていて、前の年の消化率が何%以上の県はこの数式にあてはめて、となっていて、静岡もそうですけれど他県も最大数値で出してくるので、その後どうなるかはわかりません。もしかしたら3トンに満たないかもしれないし、2回融通調整があるので、恐ろしいほどついて、どうしようということになる可能性もある中で、やはり一回留保に入れさせてください、ということです。

漁船の方には3トン戻す確約ができない中で、これをやらせてもらっていて、定置にとっても不安、漁船にとっても獲れるのかなという中で、両方、丸にはならないんだけど、今のベストを考えると、これで対応させていただきたいと思います。

○高田委員 3トンもらえればいいんですけど、次が3月3日ですよ。それ以降、漁模様があるので、やはりそこは見て、定置も持っているので、うまくスピーディにできるだけ何トンでもやってほしいと思います。

○鈴木会長 去年も消化率を上げるために県のほうで色々と策を練ってくれて、その中で静岡県に対する配分が増えているということは非常にありがたいことですので、また今後ともよろしくお願いします。

○日吉委員 定置が大型魚を5トン漁船に渡すということは、内部で相当な調整が必要です。漁船の方もあると思います。なぜかという、メジ

を釣る方と大型を釣る方全然違うんですよね。これはなかなか話合
いできないよね。それでもこうやって融通してくれたのはありがた
いと思う。

○渡邊委員 今、申請を出していて、結果がわかるのはいつ頃ですか。

○松浦主査 1回目の申請の締め切りが明日なので、その後週明けくらいかと思
っています。その配分処理が一週間くらいプラスでかかるので2
月の前半くらいと思っています。その次の照会は2月上旬くらいだ
と水産庁に言われています。

○渡邊委員 まだ、12.8トンあるのでいいんですが、また7割、8割くらい消化
していくと、お達しが出てくるんですよね。

○松浦主査 動かしておいてお達し出すのかと言われるかもしれませんが、知
事が必要と認めた場合は、出していくことになります。

○西原委員 留保枠をある程度大事にしないと、両方で獲れだすこともあるか
ら、留保枠はある程度のものは持っていたほうが良いんじゃないか
と思います。

○日吉委員 留保枠を漁船とか定置に配分するのも、海区を開く必要があるん
だけ。

○松浦主査 そうです。その場合はまたよろしくお願いします。

○鈴木会長 調整するのに、定置だと何箇所かの親方同士の話で調整しやす
い。漁船漁業だと何百人いるかわからないので、地区ごとでも話を
まとめるのが大変だよね。それでまた、3トンが追加されずに、漁
船漁業がオーバーした場合に、逆に、責任を求められることになら
ないようにしておかなきゃならないし。かといって、県が勝手に決
められる事項でもないし。

○日吉委員 会長、これもあると思うんですよね。例えば定置がもしオーバ
ーしちゃったと、そういう時は自粛して、漁船に全部あげるとか。だ
って県枠でやっているんでしょ。

- 松浦主査 そうです。国から見れば県の枠を超えないようにと。
- 日吉委員 県の枠なんですよ。一番怖いのは法律違反です。
- 松浦主査 ただ法律として、県内は漁業種別の枠を超えそうときや超えたときは採捕停止命令を出さなければいけないので、承知願います。
- 日吉委員 もう一つ心配なのが、三重県でリース事業で漁船を作っていて、できたばかりの底びき船で越境して愛知県の海域を引いてそれで処分があって、そうしたら全面取り消しなんですってね。TAC関連じゃない違反でも、そこまで厳しいことを言うてくるんで、特に定置で新リースを結構使っているのだから気を付ける必要がありますよね。
- 鈴木伸洋委員 鈴木です。ちょっとよろしいでしょうか。今の案に賛成はしていますが、ちょっと意見を述べさせてもらってよろしいでしょうか。
- 先ほど事務局の方から枠内の数量移動についても、漁業法に則って、漁業調整委員で諮る必要があるというお話をされました。まったくその通りだと思うのですが、学術委員として申し上げますと、やはり法律はもちろんです、改正漁業法において、漁業調整委員会の役割というのが、より公明性を求められてきたわけですね。それで新しい漁業調整委員会の中で、こういう議論をしてきているわけです。ですからやはり、事務局は法律はもちろんのこと、漁業調整委員会としての、資源を守っていくという意味合いにおける役割、義務。そういうこともやはり、こういうようなことを漁業調整委員会を通さなければならないという公平、公明性を担保するためにも重要なだろうと私は考えております。ですからそういうような意味合いもあって当然だろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- ありがとうございました。
- 鈴木会長 ありがとうございます。それでは、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。

○鈴木会長

それでは、(1) 諮問事項のA 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚及び大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。

続きまして、(1) 諮問事項のI あおりいかしば漬け網漁業の許可について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

それでは、引き続き事務局の松浦から資料2に基づいてあおりいかしば漬け網漁業の許可について御説明いたします。

あおりいかしば漬け網漁業については、あおりいかを漁獲対象とする船曳網漁業です。このしば漬けのしばは、意味合いとしては山に生える雑木を指します。ここではヤマモモや椎の木等の常緑樹の枝でアオリイカが産卵する粗朶礁、これは雑木の枝を束ねたものを指します。それを人工的に作り、産卵に来たあおりいかを網で囲み、粗朶礁は引き揚げずにイカだけを引き寄せて漁獲する漁業です。

木の枝が密集したようなところにあおりいか産卵しに来るので、その習性を利用して粗朶礁周辺にいるイカを網で採るとするのがこの漁業になります。網の形は下の図の右側のとおりで、船曳網漁業に該当します。

操業は一回当たり30分から1時間かけて行い、下の図の右側にあるように、粗朶礁の周りを船でぐると一周して網を広げ、その範囲にいるイカを採捕します。粗朶礁は網を引き揚げるときに一時的に水中に吊るした状態になりますが、網を上げたあとまた海に戻します。粗朶礁はあらかじめ複数の場所に、いくつも設置してあり、1か所目を曳いてから2回目の操業を行う時は別の場所で漁を行い、同じ場所のイカばかりを採らないようにしています。

それでは下の許可の取扱いについて御説明します。

「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 1基本方針 (6) 短期許可等について」、こちらを資料6ページにお示ししてあります。6ページを御覧ください。中程、下線の引いてある箇所ですが、あおりいかしば漬け網漁業は「来遊状況が年により変動があることを考慮し、本漁業の許可は短期許可（おおむね来遊期間内）とする」と定めています。このため、令和3年漁期の許可期間は既に終了しているため、今回、新たに令和4年の春から夏にかけて操業する許可について諮問いたします。

まず、現在発給している許可の件数の推移です。沼津市では静浦

漁協と内浦漁協、伊豆市では伊豆漁協の土肥支所となります。許可件数の推移は直近5年分では以下のとおりです。静浦が5件、内浦は令和に入ってから変動がありますがこれは自然減が一部入っており令和3年漁期は8件で合計13件、それから土肥では3件となっております。

その下の操業区域についてです。この漁業は共同漁業権内に粗朶礁を設置して、その周辺で行っております。

実際の漁獲状況です。2ページを御覧ください。

取扱方針では、あおりいかは来遊状況が年によって変動することを前提とした短期許可で、おおむね来遊期間内と定めています。このため、あおりいかの漁獲状況を見るために漁期終了後速やかに漁獲成績報告書を提出するよう義務付けています。その結果を元に地区別の漁獲量とCPUEをグラフにてお示ししたのが、下の3つのグラフになります。

こちらは、静浦、内浦、伊豆市土肥の漁獲状況を表したものです。年によって操業回数や漁獲量が変わっており、資源状態をすべて反映できる状況にありませんが、漁獲量及び1曳網当たりの漁獲量

(CPUE)は目立った減少傾向になく、一部、令和2年及び3年漁期の漁獲量減少はみられますが、これは新型コロナウイルス感染症の流行によるもので、あおりいかの需要がなく操業が減少したものととなります。ただCPUE自体は減少していないことから、このまま4ページの告示案の内容で許可を行うこととしたいと考えております。

それでは2の諮問事項となります。あおりいかしづな漁業の制限措置の内容、有効期間等について、静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき許可の有効期間を、別紙告示案のとおり定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問いたします。知事から海区会長あての諮問文は4ページに添付しております。この諮問内容となる告示案については次の5ページに記載しております。5ページを御覧ください。

告示文の1 船曳網漁業に分類されるあおりいかしづな漁業の漁業種類、操業区域、漁業期間、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、許可または企業の認可をすべき船舶等の数は告示分にお示したとおりです。

告示文案を御説明します。漁業の名称は船引き網漁業、制限措置については、漁業種類があおりいかしづな漁業、操業区域は内

浦、静浦漁協分が、共第13号共同漁業権漁場内の各漁協が管理する漁場区域を示しております。伊豆漁業協同組合土肥支所分が共第11号共同漁業権漁場内です。漁業時期は内浦、静浦漁協分が4月15日から8月31日まで、伊豆漁協土肥支所分が5月16日から8月31日までとなります。船舶の推進機関の馬力数、船舶の総トン数はいずれも定め無し、漁業を営む者の資格はそれぞれの漁協、支所の所在地である市を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者となります。隻数は令和3年漁期とかわらず、沼津が13、伊豆市が3となります。

(2)として、許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和4年3月1日から同年3月31日までの1か月、(3)の備考には、この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年8月31日までとする旨を記載します。

皆様にお諮りし、了承が得られた場合は、当告示案通りに県公報に掲載いたします。なお、軽微な修正等あった場合には事務局に一任していただければと存じます。以上よろしくお祈いします。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○金指委員 はい、沼津市の漁業者の中でも、このアオリイカの漁を非常に頑張っている漁業者さんがいるので、変わりなく許可をいただきたいと思っております。

○鈴木伸洋委員 鈴木ですがよろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、鈴木先生どうぞ。

○鈴木伸洋委員 お願いします。事務局にお伺いします。
資料では資源量があまり見えないんですが、資源量を推定する一つの資料としてあるのが、平成24年くらいからのデータですかね。
今回の諮問というのは、今までの諮問内容と大きく変わった点があるのでしょうか。それとも大体同じような内容で諮問をしてきて、このような漁獲量の推移になっているのかをお聞きたいのですがいかがでしょうか。

- 松浦主査 昨年の諮問内容からは、道筋や説明内容は変わっておりません。
- 鈴木伸洋委員 わかりました。個人的な考えですが、資源量的には決して豊富ではないと。ある程度ぎりぎりの線の中で推移していると。そういう中でこういうような経緯の中で、ある意味そんなに減りもせず増えもせずということを繰り返しているということであるならば、この諮問の内容でも良いかな、と考えております。以上です。
- 田口委員 田口です、よろしいでしょうか。粗朶礁について聞きたいんですけども。実際に卵が粗朶礁に産みつけられていることはあるのでしょうか。
- 松浦主査 あるそうです。ただその場合粗朶礁ごと海に戻すので、卵は海に戻ります。
- 田口委員 わかりました。そうすると粗朶礁に産みつけられた卵は海に戻しているから、次の年の資源を確保する努力はなされていると理解してよろしいでしょうか。
- 松浦主査 そうですね。過去の聞き取りメモによりますと、卵が全部孵るまでは、粗朶礁を海に残しておくようにしているようです。
- 田口委員 引き続き、その努力を続けていただきたいと思うのと同時に、粗朶礁で再生産の状況がどうなったかというのをモニタリングしていただけたらと思います。
- 鈴木会長 ありがとうございます。他に御意見ございませんか。
- 金指委員 私も見たことがあります、相当な数の卵が産卵されています。
- 高田委員 卵についてですが、自分たちもたしか昭和53年から粗朶礁を入れていて、当時青壮年部にいたんですが、賞をとって東京での全国大会に行ったんですけども。僕らが言われたのは、水温16℃になったら粗朶礁を入れるべきだと聞いていました。
- 日吉委員 金指さん、この漁法ではイカがいても一網打尽はできないですよ

ね。

- 金指委員 そうですね。
- 日吉委員 一部しか獲れない。網漁業者なら誰でもわかると思いますが、逃げられてしまってほんの一部しか獲れない。それで粗朶礁があるから網に引っかかってしまって、網を早く巻けないから難しいと思います。
- 眞鍋委員 すみません、眞鍋ですが。アオリイカを粗朶礁で獲るのは、イカが寄ってくるからということもあるんでしょうけど、卵を持っているイカが商品価値があるとかはあるのですか。
- 日吉委員 卵を持っているから珍重されるとかはないです。
- 西原委員 産卵後は痩せますよ。
- 眞鍋委員 わかりました、ありがとうございます。
- 鈴木会長 それでは御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございました。それでは (1) 諮問事項のイ あおりいかしば漬け網漁業の許可について、原案のとおり了承します。
- 鈴木会長 続きまして、(1) 諮問事項のウ 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）について、事務局から説明をお願いします。
- 山田主査 水産資源課の山田です。よろしくお願いします。
座って説明させていただきます。資料3を御覧ください。
小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）の許可につきまして御説明いたします。まず背景ですが、本漁業はナガラミやハマグリを漁獲対象とする小型機船底びき網漁業であり、右の図に示してありますような漁具を船で引っ張ることにより、砂地の海

底をかいて貝を漁獲する漁業でございます。遠州灘沿岸では主にナガラミを漁獲し、吉田沖では主にハマグリを漁獲しています。1回あたり30分から1時間網を曳きまして、1日に3回程度操業します。

許可の取扱いにつきましては、許可などの取扱方針の基本方針の6に短期許可等についてで「漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し、短期許可扱いとする」と定めています。

今回お諮りするナガラミ漁業は遠州漁協所属船に関するものとなります。図1を御覧ください。棒グラフはナガラミの漁獲量を、折れ線は1日1隻あたり漁獲量、CPUEといたしますが、これを示しています。遠州地区におけるナガラミの漁獲状況につきましては、平成22年以降は、漁獲量が10トン以上、CPUEは50kg以上でしたが、平成27年には大幅に減少し、平成28年と令和元年にはほとんど獲れませんでした。

平成28年と令和元年に漁獲量が著しく低下したことから、翌年の許可証の発給を停止し、特別採捕による資源状況のモニタリングを実施しました。

また、令和3年においては令和2年に引き続き、特別採捕によるモニタリングを継続しています。

本年度令和4年のナガラミ漁業については、昨年11月に遠州漁協から当該漁業許可を受けたい旨の要望書が提出されております。7ページを御覧ください。要望書では4月1日から5月31日までの期間、従前の操業区域において許可願いたいというものです。

1ページにお戻りください。図1を見ていただきたいのですが、ならみのCPUEは令和3年度は70.0kgと昨年の結果である54.5kgを上回っていました。また、2ページの図2を見ていただきたいのですが、CPUEは4月中旬以降は全てで60kg以上で推移しており、急激な低下などは認められませんでした。さらに4ページに示しております殻径組成を見ていただきたいのですが、令和3年の殻径組成は、殻径29～31cmの個体（推定3歳）でピークが見られており、昨年生まれの殻径10mm台の1歳や殻径20mm台の2歳も認められておりました。このことから、令和4年においては知事許可漁業として操業可能ではないかと考えております。

2ページを御覧ください。ただし、引き続き、資源保護とモニタリングが必要であることから、以下の(1)に示しておりますように若齢貝の保護のため、殻径25mm以下の個体は放流すること、を許

可の条件に付し、(2)では、資源状況をモニターするため、①は、ナガラミの殻径組成を把握するため、操業した許可船舶1隻当たり期間中1~2回の頻度で、概ね100個体のナガラミの殻径を測定することとし、②につきましては以前の海区で成熟の確認もしておいたほうが良いとの御指摘をいただいておりますので、旬別に1回の頻度で、その期間に操業した許可船舶の内いずれか1隻が、概ね10個体、殻を取り除いた個体を写真撮影することを実施し、水産資源課に報告することを指導していきたいと考えています。

2の諮問事項を御覧ください。

小型機船底びき網漁業手続第3種漁業（貝けた網漁業）の許可につきまして静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を、第15条第2項に基づき、有効期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。諮問文につきましては5ページに示しております。

制限措置につきましては6ページを御覧ください。1に漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等をすべき船舶の数を示しています。2に許可を申請すべき期間として令和4年2月15日から3月15日までとしたいと考えています。そして、3に有効期間は許可日から令和4年5月31日までとしたいと考えております。

なお、軽微な修正などありました場合は事務局に一任いただきたいと思います。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○影山委員 はい、影山です、よろしいでしょうか。

○鈴木会長 はい、影山委員どうぞ。

○影山委員 昨年この議題の時、資料を御提示いただいたときに、意見をさせていただきまして、その時のデータから見ると、2歳以下の年級群の出現が、必ずしも多いと言えるのかどうか。それから、その時はデータは提示されていませんでしたけど、特別採捕の期間中の漁獲量、CPUEの変化について、はっきりしないので懸念があるのでは

ないか、ということで、またそのまま特別採捕ということになったかと思いますが。今回ですね、昨年の特別採捕のデータが、期間中のデータがプラスされて、殻径組成のデータが少し増えて改善されたかと思いますが。それを見ますと、4ページの令和3年の殻径組成ですね、これを昨年提示された資料と比べると、1歳、2歳の個体の割合が増えているということで、若齢の個体の比率が高くなって、プラスに評価できるデータが揃ったかと思いますが。

また、今回の資料の2ページに示されました、特別採捕期間中のCPUEの変化ですが、先ほど説明があったように、大きな低下はなく、横ばい、初期の段階では少し少なかったようですがそれ以降は同じようなレベルであったと。私はこのデータを知りたかったんですよ。そういう中では、安定して操業ができているかと思いますが。移動の少ないような資源だと、漁期中に間引かれていった分急速に減るということがあるものですから、そういう傾向も見えないので、現状では比較的安定した状態にあるのではないかなと思います。

そういうことで、今回許可されて操業されるのは適当なことではないかと考えます。あと、それを踏まえたうえで、説明の中にもありましたけど、25mm以下の個体は放流するように、若齢個体の保護を徹底してもらいたいと思いますし、やはり特別採捕よりも漁獲圧は高くなってくるわけですから、漁期中にCPUEが急速に低下する、そういうことがあれば、自主的に操業を抑えて、次の漁期にまた獲れるように資源に対する配慮ができれば良いのではと思っています。以上です。

○日吉委員

私この貝は知らない所以说うんですけども、この数字を見ると驚きのデータだと思うんですね。やっても良いんだろけど、やはりこの数字を見るとですね、この漁獲高だと地元にも回ってないと思うんですね。そうするとやはり、はい、どうぞやってくださいという資源状況じゃないと思うんですね。特別採捕も数年しかやっていないですよ。地元のもの一番県が大事にしないとイケないものですよ。許可をするのはまだ良いんですけども、許可をするなら、資源管理をする、という一言を入れてほしい。これだけ減っていると、獲っている人が一番被害を受けるよ。その人たちに、ちゃんと努力を促すようなことを厳しく言わないと、いなくなるよ。

○影山委員

影山ですけど、よろしいですか。日吉委員からお話がありました

けれども、確かに、全体的な棒グラフの変化を見ますと低水準にありますよね。前回のこの会議の時に私発言したと思うんですけど、砂浜性の貝類は、浮遊卵から海底に着底して、定着生活に移ると。そういう中で、稚貝が定着するのが色々な環境条件に大きく左右されて、自然の状態でも非常に変動の幅が大きい、そういう特徴があります。そういうような中で、貝の中では年級が複数年にわたって群れを構成してはいるんですけども、ずっと同じレベルで保護したからと言って、高いレベルで維持できるかということ、必ずしもそれは保証されないと考えて良いかと思います。そういう中ではですね、これは短期許可とかそういう条件を配慮した許可でも良いと思っていますし、大手を上げて、やりたいようでしたらやりたいようにやって良いですよと、そういう意味ではないと思うんですよね。自主的な判断を含めてにはなると思うんですけども、資源を守りながら獲っていくと。その中であまり良くない兆候が見えたらですね、それを踏まえてまた調整をしていくと言うこと。それこそ短期許可で、漁獲圧が高くなったらまた元に戻すのは仕方ないと思うんですね。そういう意味で、様子を見ながらやっていくのが良いのではと思っています。

○日吉委員

わかりました。ただ禁漁にしてほしいといっているわけではないんです。保護のためではなくて、ちゃんと管理をしましょうとか、そういうのを許可の文面に入れてほしい。許可を出すな、ではなくて、ちゃんと資源管理もしていくべきだと言っているわけ。

あともう一つ。伊豆の基幹産業、イセエビ漁あるよね。静岡のイセエビの解禁日は9月16日。東京、千葉、三重は8月の初めからやってる。伊豆半島でイセエビが一番高く売れる夏の観光シーズンは、千葉から買ってるのよ。それで我慢してる。イセエビのほうは資源状態良いでしょ、他と比べて解禁日が遅いから。

○鈴木会長

ちょっと良いですか、イセエビの話が出ました。静岡でイセエビやっている漁業者は、8月はまだお腹に子供を持っているので獲ってはだめだというのはわかっています。そのようにしてイセエビは管理されているし、そのようにして守ってきたものを8月に解禁というのはまったくやる必要はないかと思います。それは漁業者からも、それはおかしいだろと反対の声が上がるかと思います。

日吉委員が語ってくれましたけれども、これに関しては短期の取

り扱いだということと、モニタリングを徹底することで進めていくのが良いのかと私は思っていたんですけども。そこに関しては御意見いかがでしょうか。

○鈴木伸洋委員

鈴木伸洋ですがよろしいでしょうか。

日吉委員から貴重な御意見いただきまして、少し説明をさせていただくと、ナガラミに関しては日本においても科学的なデータがほとんど取得されていません。実は何歳で成熟するかというのはあまりよくわかってないんです。たぶん25mmというのは成熟サイズに達しているであろうという想定で、25mm以下は採捕しないという資源管理をやっているということを含めた試験操業ということなんです。それと今回は体長組成だけではなくて、消化管部の写真を撮ることが加わりました。これは許可される時期に、この個体群が産卵を行える個体なのかどうかを確定するものです。実はナガラミは貝殻を割ってぐるぐる回っている軟体部の色を見ると、成熟した卵を持っているか判定することができる訳です。それでこの部分も入れて、それに調査を兼ねた特別採捕をやろうという形でより科学的なデータを蓄積していこう、特に懸念されている産卵の部分を含めて新たに試験操業をしようということが、県の意図することかと思っております。

そういう意味で、確かに数は少ないですが、令和元年から3年間見てもわかるように、縦軸のオーダーが1,000の時もあれば100の時もあるように、変動が大きい資源なんですね。ですからそのような中で科学的な再生産を含めた調査を兼ねた特別採捕をしていこうという趣旨だと私は理解したのですが、県のほうで補足があればご発言願いたいのですがいかがでしょうか。

○日吉委員

僕から一言良いですか。

私はこの中に漁業者に資源管理をお願いする文面を入れたいと思っています。

○花井事務局長

わかりました。ここに資源管理という言葉を入れて、貝を保護していくと。

○田口委員

田口ですが、よろしいでしょうか。

4ページの資料、これは藤沢市の地先の例だと思うんですけど

も、成長曲線を見ていると、2.5cmから3cmの間は成長する角度が高く、3cm超えると成長がすこし緩くなります。となると、3cm以上のものを獲っていった方が、効率が良いんじゃないかと思うんですね、それで大きい貝だけを出荷するほうがブランド価値が上がるんじゃないかと思います。令和3年の様子を見ると、3cm以上のものが結構あるので、ここを獲っていくことで商売が成り立つんじゃないかと思います。

あと一点質問なんですけれども、なぜ4cm以上のものが少ないのでしょうか。以上です。

○山田主査

水産資源課の山田が答えます。

藤沢地先の図にもありますように、30mm以上というのは成長が鈍化しておりまして、縦軸にもありますように、40mmという個体は出現していないのがわかると思うんですけれども。大きくてもこの図から見ますと30mm台程度が最大で、そういう貝ではないかと思いません。

○鈴木伸洋委員

山田さん良いのでしょうか、少し補足させてください。

田口先生の今の御質問ですけれども、たぶんこの資料の殻長の例を見ますと、海の生物はですね、死ぬまで成長するというそういった成長パターンを持った生物が多いわけですけれども、これを見ますと、25mmというのは資源学的に見ますと半数成熟というパターンになります。30mmというのは全成熟体長なんですね。普通、資源学的には、半数成熟からを守っていくという形で、漁業と資源のバランスを獲っていくというのが普通の考え方ですので、25mmというのはそのことに則っていると私は考えております。

値段的には30mmというのが良いのかもしれないですけど、こういう小さい個体というのは大きい貝殻の個体と比べると寿命がそんなに長くないと考えられますので、4歳、5歳というのは非常に少なくなってくると思いますので、そこらへんを漁獲対象とすると、あまり漁獲が行われないという状況になると、そのような部分だけ取り除けば資源が守れるかという、そうではなくて、先ほど言ったような半数成熟の個体にどのくらい資源の負荷をかけないかということが、資源学的には重要だと考えております。以上です。ありがとうございました。

○安間委員

日吉委員が言われるように、資源管理という言葉を入れさせていただいて結構です。特別採捕になってから、少ないときは調整するというをやっていたいております。現場から聞いたことですが、大きくなりすぎると死んでしまうということがあるようですね。ですからある程度の大きさになった分は獲っていきたくて。そうでないと資源を有効利用できないと、そういう部分もあるものですから、しっかりと資源管理をしながらやっていくということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○西原委員

よろしいでしょうか。資料に図面がありますよね、これについて、まんがの大きさとか、そういう道具の規定が少ないなと感じるんです。大きさの制限の御意見が出ているなら、海区としてもそういう部分に制限を付けていくべきじゃないんですかね。それがやはり資源保護のスタートだと思います。昔に比べて、網も目合も大きくなりましたし。そういった道具の規制が、海区はもっと厳しいんじゃないかと思っておりました。そういう意味からもそういった制限は提示したほうが良いんじゃないですかね。そうして自然と網に制限サイズのものが残るようにすれば。

うちのところも昔はナガラミをやっていたんですけど、やはり小さいのは獲ってしまうんですよ。それで入ったものを陸へ上がって、中には選別機を持っている人がいまして、選別して小さいのは放流すると。なので道具から考えてもらいたいという意見です。

○鈴木会長

今、西原委員がおっしゃいましたけれども、道具の前に漁獲可能サイズを決めなければ漁具の制限はできないですよ。なので一番肝心なのは漁獲可能サイズ。それを25mmにするならそれより大きめの籠の目にするのが必要となります。

日吉委員がおっしゃった、資源管理の一文を入れてくださいというその部分と、モニタリングが必要だという中で、指導も徹底的にしようということ。その中で今回は短期の許可で進めていけたらと私は思います。またあとで皆さんの意見を伺いますけれども、そう思いました。ほかに何か御意見ございませんか。

○李委員

一点お願いします。今後のことなんですけど、要望書を拝見しました。要望にあたり、もう少し現場の状況、この中では資源状況が良いと判断されたためとありますが、そのようにしてそのように判

断されたのか、それからなぜこの許可がどうしても必要なのかとか、もう少し具体的な情報を要望書に記載していただく形をお願いすることはいかがでしょうか。

あと県にお聞きしたいのですが、このように要望書があがってきたときに、電話なり現地調査なりといった補足調査は行うものなんでしょうか。

○山田主査 水産資源課の山田がお答えします。補足調査というよりは特別採捕で試験をやられておりますので、その結果を出していただいてこちらで分析をさせていただくというような流れになっております。

○田口委員 田口です。先ほどですね、25mm以下は放流とお伺いしたんですけども、これを漁業権行使規則の中に入れたらどうかと思うんですね、これ以下のサイズは獲ってはだめ、というように。それできちんとしたルールになるので、今回はそこには書けないかもしれないですけど、早めに行使規則の中に入れたらいかがでしょうか。

○山田主査 山田ですけれども、この遠州灘の海域につきましては、漁業権が設定されていませんので、サイズの制限等する場合は今回のような許可証に記載することでしか対応できないということです。

○田口委員 そうですね、漁業権漁業ではないですね。

○花井事務局長 共同漁業権の対象魚種ではないので、許可を出すときに、25mm以下は放流してください、ということをつけるということです。

○影山委員 影山ですけれども。一言だけ良いですか。日吉さんから御意見いただきましたけれども、決してなんでもやれるじゃないかということではなくて、慎重にデータを見たうえで適切な対応は必要だろうと。そういう中で小型の貝の保護と、漁獲の変化から、数が減っていれば切り上げるなどの保護措置は絶対必要だろうと、そういう思いしております。いろいろと今出た事柄についてはですね、やはり調査をしてデータを積み上げていって、検討すべきことが多々あると思います。一方で、ただずっと止めているとデータは上がりませんので、県のほうも大変でしょうけど、十分に調査、指導を含めてですね、適切に管理がされて、沿岸の生物資源が有効に利用されると

いうようになってもらいたいと思っております。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは一旦休憩とします。その間に事務局は考えをまとめていただければと思います。

○鈴木会長 それでは時間となりましたので議事を再開します。それでは、事務局からお願いします。

○板橋局長 御指摘いただきました御意見について回答いたします。
まず日吉委員の資源管理という御発言についてはごもっともだと思います。ただ、資源管理の具体的な中身を示す必要があると思いますので、(1) 資源管理（若齢貝の保護）のため、といたします。

また、田口委員の漁業権行使規則にサイズの記載を入れるべきという御指摘については、漁業調整規則での規定と同様かと思えます。規則第36条の全長等の制限で規定した場合の罰則は6月以下の懲役または10万円以下の罰金、一方、漁業法の中にも、条件に関する規定が漁業法の改正で入りまして、第58条で準用する漁業法の44条で許可等の条件等を付することができるとなっております。その違反につきましては、漁業法193条2号で知事許可漁業の許可につけた条件に違反して漁業を営んだ者、というものが定められておりまして、6月以下の懲役または30万円以下の罰金となっております。

従いまして、いずれにつきましても違反した場合は罰則が科されるということですので、ここにつきましては、条件のままでも良いかと考えます。

それから道具の目合についてですが、殻径25mm以下の個体は放流する、ということになりますと、実際には獲ったものの中からふるいにかけて放流するということになりますので、道具の条件を付すのと同じような効果があると考えておりますので、ここは25mm以下の個体は放流という規定のままで維持したいと考えております。

この修正につきまして、改めて御判断いただければと思います。

○鈴木会長 今、局長から説明がありましたけれども、これに関して何か御意見ありませんか。

○田口委員 田口です。漁業権行使規則という言い方をしましたのは、できれ

ば漁業者の方が、自分たちで決まり事を作って自分たちで実施するという、自分たちの誓いとするの方が、守る確度が高まるだろうと思っていました。罰則とかは頭になかったのですが、もし可能であれば、貝を獲っている皆さんで、自分たちの部会で決まり事を作って、それを文書化して、皆さんがどういうルールでやっているのかということ常々考えるのが資源管理の第一歩じゃないかと思えます。今年資源の状況が悪いなと思ったら、こういう海区の場で検討しなくても、自分たちで柔軟に対応できると思えます。逆に自分たちのルールを持ってほしいと思って言ったまでです。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。いろいろな意見が出ました。局長からもいただきましたが、細かい部分については事務局に一任するという事の中で、このことについて、了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 どうもありがとうございました。事務局の方はいろいろな細かい意見が出たため大変だとは思いますが、対応をお願いいたします。

○安間委員 私としては、田口委員が言われたことを部会の方へ指導していきたいと思えます。

○鈴木会長 はい、よろしく願いいたします。それでは、(1)諮問事項のウ小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業（貝けた網漁業）について、了承します。

続きまして、(2)指示事項 アオウミガメ及びタイマイの採捕について事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹 資料4を御覧ください。アオウミガメ及びタイマイの採捕に関する指示について御説明致します。

まず、経緯について説明します。

世界的な環境問題への関心の高まりを背景として、野生水産動植物の保護について積極的な対応が求められる中、平成4年に水産庁よりウミガメの保護について、海区漁業調整委員会の指示を行う等所要の措置を講ずるよう指導があったことから、同年よりウミガメ

科3種（アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイ）及びその卵の採捕を原則として禁止する指示を発令していました。その後、平成26年4月1日から「アカウミガメ」が「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく「指定希少野生動植物」に追加指定されたことを受け、本委員会においてご審議いただき、アカウミガメについては、海区指示を継続する必要性がなくなったことから、平成26年5月にウミガメ科3種及びその卵を対象としていた従来の指示を廃止し、対象をアオウミガメ及びタイマイに変更して改めて採捕禁止指示を平成26年5月に発令し、以後、指示を更新しております。

下段の「Ⅱ 今後の取扱いについて」を御覧ください。

「静岡県希少野生動植物保護条例」を所管する自然保護課は、アオウミガメ及びタイマイを条例に基づく「指定希少野生動植物」に追加指定する考えはないとのことでした。

2頁を御覧ください。指示の新旧対照表を記載してございます。現行の指示と同じ内容で、県の行政手続きの見直し方針に基づく申請者の押印省略と日付の変更のみとなります。

指示の有効期間を令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とし、了承いただけましたら3ページのとおり県公報にて公示する予定です。

資料4の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、(2) 指示事項 アオウミガメ及びタイマイの採捕について、原案のとおり了承します。

続きまして、(3) 報告事項 漁業権の切り替えについて、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

資料5を御覧ください。令和5年に共同漁業権、定置漁業権それか

ら区画漁業権の一斉切替えを行いますので、そのスケジュールについて説明いたします。

まず、漁業権についてですが、漁業法に基づく行政庁の免許によって設定された一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利で、共同漁業権、定置漁業権、それから区画漁業権がございます。そのうち、共同漁業権第五種は内水面における漁業権で、他は海面における漁業権となります。この海面における漁業権が海区漁業調整委員会の皆さまと関わってくるものとなります。

漁業権の内容について御説明します。下の表、漁業権一覧を御覧ください。共同漁業権(第一種～第五種)、定置漁業権及び区画漁業権(第一種～第三種)の三種類がございます。現在、共同漁業権で免許しているのは51件、うち第一種から第三種までが海面対象で20件でございます。内容はアワビやイセエビといった定着性水産動植物の採捕を目的とするもの、共同漁業権漁場内で行う、固定式刺網等の漁業、それから曳網等の漁業です。

定置漁業権は、定置漁業を営む権利で、本県ではぶり、あじ、さばを主対象に14件が免許されています。3ページを御覧ください。定置漁業は、図の左上にあるように、漁具を定置して営む漁業で、身網の設置される場所の最深部が水深27メートル以上あるものです。水深27メートル未満のものは、知事許可漁業の小型定置網漁業となり、区別されます。

再び1ページにお戻りください。次に区画漁業権ですが、一定の区域内において養殖業を営む権利で、養殖方法によって三種に分けられます。第一種は、かきやのり等の養殖業、魚類対象の小割式養殖業などで、72件が免許されています。浜名湖の、のりやかき県下沿岸で養殖しているわかめ、沼津や網代地区でまあじやまだい等の魚類が養殖されています。第二種、第三種はいずれも本県にはありません。区画漁業権の第一種から第三種までの漁法が2ページにありますので、後ほど御確認ください。

1ページ目の漁業権漁業、に記載した3つ目のポツをご覧ください。現在の漁業権の免許状況ですが、共同漁業権は平成25年9月に、定置漁業権、区画漁業権は平成30年9月に切替えられました。共同漁業権は10年ごとに、定置漁業権及び区画漁業権は5年度ごとに切り替えとなりますので、今回は令和5年9月に向けて全ての漁業権で一斉切替えを行う必要があります。

下の、一斉切替え時の手続についてですが、最初に御説明したよ

うに、漁業権は一定の排他性を備えております。そのため、漁業権漁業以外の許可漁業、自由漁業、一般の海面利用者に与える影響は、大きなものがあると考えられるので、漁業法に基づいて、一連の手続きを踏んでいく必要があります。

主な流れについて御説明しますと、①県は、関係者の要望や漁場条件を調査します。また、記載はしていませんが、利害関係者の意見も聞き取ります。次に②ですが、県は、漁業種類や漁場の位置等を定めた漁場計画を作成し、委員会に諮問します。③委員会は、公聴会で利害関係者の意見を聞いた上で、県に答申します。④その後、県は、答申を受け漁場計画を公示します。ここで、免許の対象となる漁業権の内容や申請を受け付ける期間が公表されます。申請があった場合は、県は申請者の適格性、それから複数の申請者があった場合、これは定置と区画漁業権を対象としておりますが、その場合は、免許をすべき者について委員会に諮問します。⑤委員会は、申請者の適格性と、一つの漁業権につき複数の申請があった場合はどの者に免許するかについて、県に答申します。⑥です。県は、答申を受け申請者に免許し、公示を行います。

漁業権の免許までの手続きはこういった形で進みますが、当面の目標は③の漁場計画を策定することになります。詳細なスケジュールについては、2ページを御覧ください。表の左側に「県実施項目」、これは県が免許までにやっていく作業になります。その右欄、中央の列は委員会への協議、諮問を予定している項目に印を付けたものです。このうち◎が法律で定められている部分で諮問になります。それから、○が必要に応じて協議、報告をさせていただく部分となります。一番右の備考は水産庁が示す免許にあたっての考え方や、法の根拠等を記載しております。

一番左の列、「実施項目」を下に見てまいります。スケジュール自体は遅れ気味です。まず、カッコで未と記載しておりますが、今後、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の免許を受けている法人や漁協等にも実態調査、要望調査を行います。その後、実態と要望の聞き取り調査、基点の現地調査等を実施します。現地調査では、本県の過去の免許で起点調査で間違いが発生し、定置漁業を営む漁業者に大変な御迷惑をかけておりますので、今回は、複数人の立ち合いのもと、緯度経度をその場で確認し、従前以上に場所の確認をしっかりと行っていく所存です。

それから、6～8月に漁場計画課内検討とありますが、同時期に、

漁業法が改正されたことによる利害関係人の意見徴収を行います。具体的にはこの時点で、パブリックコメントを実施します。その後、パブコメの結果公表を経て11月に漁場計画の原案を作成予定です。海区漁場計画作成までの間、県から委員会に経過を報告し、要望に対する対応等を協議いたします。

12月には漁場計画原案について委員会で協議していただきます。その後、海上保安庁や県交通基盤部等の港湾サイド等との協議を経た上で、県の中で漁場計画樹立の決裁を済ませ、皆さまに諮問する予定です。以上が概ね来年内中に予定される作業ですが、委員の皆様方には必要に応じ協議、報告に応じていただきたく考えております。

漁場計画の樹立について委員会に諮問させていただきますと、その回の委員会で答申とはならず、一旦、「公聴会」を開催いたします。こちらは、漁場計画の答申のために委員会において利害関係者の意見を聴取いただくもので、平成30年の切替え時には伊東、静岡、浜名の3箇所で開催いただいております。公聴会には、それぞれ海区の会長又は副会長のほか、委員さん4名から5名に御出席をいただくこととなりますので、その際はよろしくお願ひします。公聴会の後、次の海区で答申を受け令和5年4月に漁場計画を決定し公示することとなります。

以降、免許申請説明会、免許申請を受け、委員会の意見を聴き、適格性、免許すべき者を審査して、令和5年9月1日付けで、免許することとなります。流れは以上のとおりですが、今後、当スケジュールに基づいて調査等を進めてまいりたく考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願ひします。

○李委員

すみません、一点よろしいでしょうか。
単純な質問なんですけど、4月頃から現地調査を予定されていると思うのですが、現場を把握するのに非常に良い機会だと思っております。調査に同行させていただくということは可能なのでしょうか。以上です。

- 鈴木会長 現地調査って基点の？
- 松浦主査 基点と要望聞き取り調査になります。要望で、次回も同じ漁業権魚種をやりたいとか、例えばナマコを対象魚種に追加したいとなった時に、じゃあ実態はどうなのか、とかこの漁業でやっていけるのか、とかです。あとは基点の場所を確認しながら全部の場所を回ります。
- 李委員 完全に個人の勉強のためにとのことです。
- 花井事務局長 承知しました。事務局の方で検討させてください。
- 鈴木会長 李先生、このことは検討とのことですので、よろしく願います。
- 鈴木会長 他に何か質問ございませんか。
特にないようですので、このことについて、以上とします。
最後に事務局から次回開催について願います。
- 市川技師 はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は3月3日(木) 午後2時から静岡県庁での開催を予定しております。
主な議題としましては、諮問事項 静岡県資源管理指針の改正について等を予定しております。よろしく願います。
- 鈴木会長 次回については、3月3日(木) 午後2時からということですので、よろしく願います。
以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。
それでは事務局に進行をお返しします。
- 花井事務局長 鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期7回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和4年1月27日

議長

鈴木 精



議事録署名人

金指 治幸



議事録署名人

鈴木 伸洋



録

(終了 16:30)

